

第74号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 改正理由 . . . . .	1
2 改正内容 . . . . .	1
3 附属機関の概要	
(1) 長崎市常設型住民投票制度検討審議会 . . . . .	2～3
(2) 長崎市住宅政策協議会 . . . . .	4～5
(3) 長崎市宿泊税検討委員会 . . . . .	6～11
4 新旧対照表 . . . . .	12～17
【参考】 附属機関の設置数及び関係法令 . . . . .	18

総務部  
理財部  
まちづくり部  
令和元年6月



# 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を設置及び廃止したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正し、併せて所要の整備を行うもの。

## 2 改正内容

### (1) 附属機関の設置及び廃止

	名称	担当事務	区分	施行日
①	長崎市常設型住民投票制度 検討審議会	本市の常設型住民投票制度に関する 重要事項の調査審議に関すること。	設置	令和元年 8月1日
			廃止	令和2年 1月1日
②	長崎市住宅政策協議会	本市の住宅政策に関する重要事項の 調査審議に関すること。	設置	令和元年 8月1日
			廃止	令和3年 4月1日
③	長崎市宿泊税検討委員会	本市の宿泊税の導入に関する重要事 項の調査審議に関すること。	設置	令和元年 10月1日
			廃止	令和2年 4月1日

### (2) 所要の整備

別表第2補助金等の交付対象の選定に係る審査会の項中「交付対象」を「交付対象事業等」に改める。

### 3 附属機関の概要

#### (1) 長崎市常設型住民投票制度検討審議会

##### ア 設置目的

複雑多様化する住民ニーズに対応するために、市政運営上の重要事項に関する長崎市独自の住民投票制度を設け、これによって示された住民の意思を確認し、市政に反映させるため常設型住民投票条例を制定したいと考えている。

この常設型住民投票条例を検討するに当たり、住民投票を実施するための必要署名数、成立要件、対象事項などの制度上の重要事項について、専門家や市民などの意見を徴取したいので、附属機関を設置しようとするもの。

##### イ 名 称

長崎市常設型住民投票制度検討審議会（事務局：総務部総務課）

##### ウ 設置時期

令和元年 8 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで

##### エ 担 任 事 務

本市の常設型住民投票制度に関する重要事項の調査審議に関すること。

##### オ 開催予定回数

3 回

##### カ 委員構成

10 人以内（学識経験者、地域活動団体を代表する者、公募市民など）

##### キ 委員報酬

会長 日額 8,700 円、委員 日額 7,850 円

ク スケジュール案

時期	内容
令和元年 8月	長崎市常設型住民投票制度検討審議会の設置 第1回審議会（検討項目の整理、他都市事例研究等）
令和元年 9月	第2回審議会（常設型住民投票制度の骨子案の検討） 9月市議会定例会（所管事項調査）
令和元年 10月	第3回審議会（常設型住民投票制度の骨子案の完成）
令和元年 11月	11月市議会定例会（常設型住民投票条例の提案）

## (2) 長崎市住宅政策協議会

### ア 設置目的

重点プロジェクトの一つ、「住みよかプロジェクト」においては、特に、若者・子育て世帯の市外への流出を抑制するために、住宅供給の視点から政策を立案し、これに基づき各種施策を実施することとしている。

住宅供給は民間の役割が大きい分野であり、政策の立案に当たっては民間の視点が必要不可欠である。

実効性の高い住宅政策の策定を行い、住宅の供給と支援の施策を展開するために官民一体となった検討組織を設置するもの。

### イ 名 称

長崎市住宅政策協議会（事務局：まちづくり部住宅課）

### ウ 設置時期

令和元年8月1日から令和3年3月31日まで

### エ 担当事務

本市の住宅政策に関する重要事項の調査審議に関すること。

### オ 開催予定回数

令和元年度 3回

### カ 委員構成

10人以内（学識経験者、産業関係団体を代表する者、市民活動団体を代表する者、公募市民など）

### キ 委員報酬

会長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円

### ク 展開する主な住宅施策（予定）

（ア）若年、子育て世帯への住宅供給

（イ）若年、子育て世帯への民間賃貸住宅（社宅等を含む）への居住支援

（ウ）市営住宅建替え余剰地への子育て・高齢・障害世帯の支援に資する施設の誘導

## ケ スケジュール

時期	内容
令和元年 8月	協議会開催（問題、課題の抽出及び整理）
令和元年 10月	協議会開催（政策、施策の方向性の確認）
令和3年 2月まで	政策策定

### (3) 長崎市宿泊税検討委員会

#### ア 設置目的

長崎市を訪れる人々の受入環境の整備等を図るため、地方税法第731条第1項の規定に基づく法定外目的税を新設し、課税自主権を活用した新たな自主財源の確保を目的とする宿泊税を導入する。

導入に当たっては、導入目的の妥当性、財源の規模及び使途の妥当性、課税対象の範囲、担税力等について、多様な視点から客観的に評価をする必要があり、検討委員会を設置することにより、経済学などの学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者などの意見を聴き、その意見を反映させることで、制定の効果を高めることができるため、検討委員会を設置するもの。

#### イ 名 称

長崎市宿泊税検討委員会（事務局：理財部収納課）

#### ウ 設置時期

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

#### エ 担当事務

本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること。

#### オ 開催予定回数

4回

#### カ 委員構成

7人以内（学識経験者、旅行業関係事業者を代表する者、観光関係団体を代表する者、経済団体を代表する者、宿泊事業者を代表する者、公募市民）

#### キ 委員報酬

会長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円



ク 長崎市宿泊税検討委員会スケジュール案

時期	内容
令和元年 11 月 ～令和 2 年 1 月	第 1～3 回長崎市宿泊税検討委員会 (議題) 宿泊税導入の妥当性、来訪者への影響、使途、税率、 免税点の考え方など
令和 2 年 2 月	第 4 回長崎市宿泊税検討委員会 (議題) 宿泊税導入検討結果報告(案)について

## 宿泊税に係る導入検討報告書（概要）

### 1 新たな財源確保の必要性

- 長崎市は、自主財源（約 35%）が少ない。
- 少子高齢化や人口減少による市税収入や地方交付税の減少、高齢化等による社会保障費の増加などが見込まれる。
- 課税自主権を活用した新たな自主財源の確保が必要。

### 2 宿泊税導入の可能性の検討

- 「受益と負担」の観点から、観光に係る行政需要に要する費用については、来訪者にも一定の負担を求めることには、一定の合理性がある。
- 税負担の公平性から、滞在期間が長く、様々なサービスの提供を受ける宿泊客に対し、宿泊税の課税を行うことは適当である。
- 来訪者の受入環境整備のため、受益者たる来訪者が納税義務者となる目的税とすることは、来訪者や住民の理解も得られやすい。

#### (1) 主な用途

- ◇ 来訪者の受入環境の充実
- ◇ まちの魅力を高め国内外に発信
- ◇ 来訪者、市民双方の満足度の向上

#### (2) 課税対象者と対象施設[導入都市事例]

東京都	ホテル又は旅館
大阪府	ホテル又は旅館、民泊へも拡大予定
京都市	ホテル又は旅館、簡易宿所、民泊へも拡大予定

※徴収方法は、宿泊業を営む者を特別徴収義務者として指定し徴収

#### (3) 免税点及び課税免除[導入都市事例]

都市名	状 況
東京都	1万円未満 課税なし、1万円以上1万5千円未満 100円 1万5千円以上 200円
大阪府	1万円未満 課税なし、1万円以上1万5千円未満 100円 1万5千円以上2万円未満 200円、2万円以上 300円 ※1泊5千円以上1万円未満の宿泊に対し50円を拡大課税検討
京都市	2万円未満 200円、2万円以上5万円未満 500円 5万円以上 1,000円、※修学旅行生は課税免除

#### (4) 収入見込額

	免税点	課税免除	税率	収入見込額
①	宿泊料金1万円未満	なし	宿泊料金1万円以上100円	6,300万円
②	なし	修学旅行生	宿泊料金に関わらず100円	2億2,500万円
③	宿泊料金5千円未満	修学旅行生	宿泊料金5千円以上100円	2億1,200万円
④	宿泊料金5千円未満	修学旅行生	宿泊料金5千円以上1万円未満100円、1万円以上200円	2億7,500万円

#### (5) 宿泊税導入による経費への補助検討

東京都、大阪府、京都市	補助額＝納付額×2.5%（ただし、導入後5年間は3%）（東京都は上限100万円）
-------------	--

### (6) 導入経費

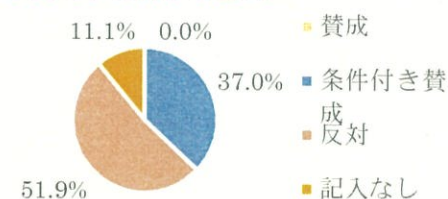
	必要経費	項 目
初年度	約 1,400 万円	システム構築費、パソコン賃借料、広報費、需用費、通信運搬費、人件費等
ランニングコスト	年間約 900 万円	パソコン賃借料、需用費、通信運搬費、人件費等

※(5) のとおり導入経費への補助を行う場合は、その額が加算

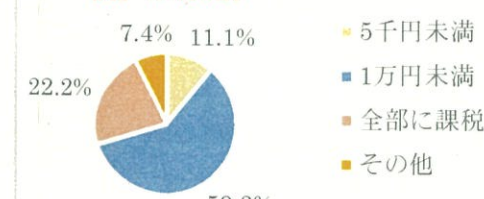
### 3 市内宿泊施設及び来訪者へのアンケート結果

(1) 宿泊施設へのアンケート結果（送付数 50、回答数 27、回答率 54%）

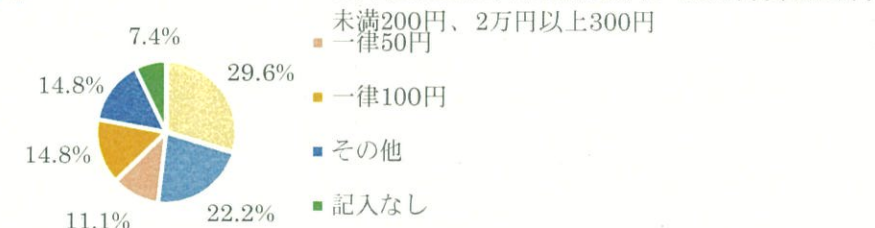
① 宿泊税導入に条件付き賛成が 37.0%、反対が 51.9%



② 免税点の金額は「1万円未満」が約6割

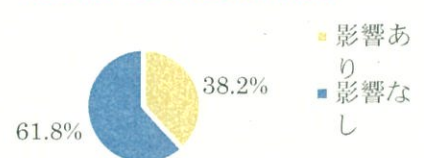


③ 宿泊税の税率は「1万円以上1.5万円未満100円、1.5万円以上200円」が約3割と最も多い

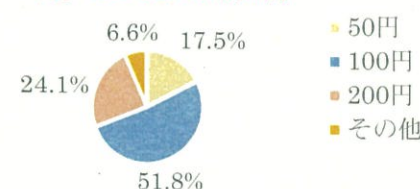


(2) 来訪者（ランタンフェスティバル時）へのアンケート結果（回答 738 人）

④ 宿泊税導入時の宿泊への「影響がある」とした人が約4割



⑤ 宿泊税の妥当な金額は「100円」とした人が約5割



### 4 今後に向けた検討

- 導入の検討にあたっては、導入目的の妥当性、財源の規模及び用途の妥当性、課税対象の範囲、担税力等について、多様な視点からの客観的評価が必要。
- 長崎市においては、今後、事業者や関係団体等と協議を重ねながら、関係者へのヒアリング等も実施し、実現可能性を判断したうえで、免税点の考え方や負担能力に見合った負担の在り方など、具体的な制度設計について検討を進める必要がある。

以上、これらのことを踏まえ、今後は有識者や宿泊施設の代表者等で構成される専門委員会等によるさらなる検討が必要であると考えます。

(別紙2) 先行自治体の宿泊税の比較

自治体名	東京都		大阪府		京都市		金沢市		倶知安町 (北海道)	
導入時期	平成14年10月から		平成29年1月から		平成30年10月から		平成31年4月から		令和元年11月から (H31年4月総務大臣同意済)	
対象施設	ホテル、旅館		ホテル、旅館、 簡易宿所、特区民泊(H29.7~) 民泊(H30.10~)		ホテル、旅館、簡易宿所、民泊		ホテル、旅館、簡易宿所、民泊		ホテル、旅館、簡易宿所、民泊	
納税義務者	上記施設への宿泊者		上記施設への宿泊者		上記施設への宿泊者		上記施設への宿泊者		上記施設への宿泊者	
徴収方法	上記施設の事業者が宿泊者 から徴収し納入する (特別徴収)		上記施設の事業者が宿泊者 から徴収し納入する (特別徴収)		上記施設の事業者が宿泊者 から徴収し納入する (特別徴収)		上記施設の事業者が宿泊者 から徴収し納入する (特別徴収)		上記施設の事業者が宿泊者 から徴収し納入する (特別徴収)	
税 率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金	税率
	10,000円未満	非課税	7,000円未満 (R1.6.1~)	非課税	20,000円未満	200円	20,000円未満	200円	1人1泊又は1部屋1 泊の宿泊料金の	2%
	10,000円以上 15,000円未満	100円	7,000円以上 15,000円未満	100円	20,000円以上 50,000円未満	500円	20,000円以上	500円		
	15,000円以上	200円	15,000円以上 20,000円未満	200円	50,000円以上	1,000円				
課税免除	なし		なし		学校(大学を除く)の修学旅行 生及び引率者		なし		学校(大学を除く)の修学旅行 生及び引率者、職場体験の学 生等	
税 収	平成29年度 決算	24億円	条例改正後 通年見込	20億円	通年見込	45.6億円	通年見込	7.2億円	通年見込	3億円
課税人員	平成29年度	約1,700万人	平成29年度	約540万人	平成29年 宿泊者数	約1,550万人	平成29年 宿泊者数	約320万人	平成29年度 延宿泊数	約100万人

※R1.5.31までは1万円未満非課税、  
1万円以上1万5千円未満100円。  
平成29年度決算の税収7.7億円

(別紙2) 先行自治体の宿泊税の比較

自治体名	福岡県		福岡市		沖縄県		その他検討中の自治体	検討を表明した自治体
導入時期	令和2年度からの予定 (6月議会に上程)		令和2年度からの予定 (6月議会に上程)		未定		北海道	松江市
対象施設	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊		ホテル、旅館、簡易宿所、民泊		ホテル、旅館、簡易宿所、民泊		広島県	富良野市
納税義務者	上記施設への宿泊者		上記施設への宿泊者		上記施設への宿泊者		宮城県	北九州市
徴収方法	上記施設の事業者が宿泊者から徴収し納入する (特別徴収)		上記施設の事業者が宿泊者から徴収し納入する (特別徴収)		上記施設の事業者が宿泊者から徴収し納入する (特別徴収)		白馬村(長野県)	札幌市
税 率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金(1人1泊)	税率	熱海市	美瑛町
	宿泊料金にかかわらず一律	200円	20,000円未満	150円	20,000円未満	200円	由布市	二セコ町
	市町村が宿泊税を課す場合	50円	20,000円以上	450円	20,000円以上	500円	佐世保市	
							函館市	
							奈良市	
課税免除	なし		なし		学校(大学を除く)の修学旅行生及び引率者			
税 収	通年見込	18億円	通年見込	18億円	通年見込	57億円		
課税人員	平成30年延宿泊者数	約1,700万人 (福岡市含む)	平成29年延宿泊者数	約800万人	平成30年延宿泊者数	約2,300万人		

## (別紙3) 宿泊税の主な用途

施策項目	長崎市	東京都	大阪府	京都市	金沢市
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導板、案内板、説明板の設置、多言語化</li> <li>・多言語マップ、ガイドブックの作製</li> <li>・無線LANの環境整備</li> <li>・トイレの洋式化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内機能の充実</li> <li>・多言語対応端末の導入補助</li> <li>・Wi-Fi利用環境整備</li> <li>・クルーズ客船対応可能なふ頭の整備</li> <li>・キャッシュレス化推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Free Wi-Fi設置促進</li> <li>・宿泊施設での多言語化、IT環境整備</li> <li>・各種相談や観光案内等のサービスの提供</li> <li>・多言語ボランティアの育成</li> <li>・災害発生時の外国人旅行者の情報提供等サポート体制整備</li> <li>・観光トイレの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語化、免税店化など外国人観光客受入環境整備</li> <li>・観光地周辺のトイレの洋式化等</li> <li>・駅、道路等のバリアフリー化</li> <li>・交通機関の車内案内の多言語対応促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線LANのエリア拡大、交通ガイドの多言語化</li> <li>・おもてなし力を高める宿泊施設の改修支援</li> <li>・歩行観光の整備、快適なトイレの整備など</li> <li>・多言語防災情報の発信</li> <li>・宿泊施設での救命講習会の開催</li> </ul>
観光資源の魅力増進(磨き上げ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの世界遺産の施設整備、充実</li> <li>・観光施設の整備、充実</li> <li>・観光施設のライトアップ、イルミネーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイトライフイベント実施への助成</li> <li>・川辺の賑わいの創出</li> <li>・隅田川テラスの賑わい創出のための橋梁のライトアップ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力スポットを巡るルートにストーリー性を持たせ発信</li> <li>・水辺の賑わい空間、舟運拠点空間の創出</li> <li>・ナイトカルチャーの発掘、創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京町屋の改修等継承に向けた取組み推進</li> <li>・文化財の保全、継承</li> <li>・歴史的景観の保全</li> <li>・観光地周辺の無電柱化</li> <li>・魅力ある夜間景観づくり等による宿泊観光の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的まちなみや景観の保全</li> <li>・伝統芸能、文化の継承への支援</li> <li>・文化施設の展示機能の充実</li> <li>・食文化の継承・振興への支援</li> </ul>
国内外への情報(魅力)の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光動向調査</li> <li>・パンフレット、ポスター、観光情報誌作成等による情報発信</li> <li>・三大夜景推進のためのプロモーション、周知啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光客誘致のための世界への発信</li> <li>・旅行者向けの土産品の開発、ショップの開設</li> <li>・アニメ関連観光情報等の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外からの話題を集め、多くの人を誘致する起爆剤となる事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への情報発信、情報収集拠点の増設</li> <li>・商談会参加等による魅力発信の強化</li> <li>・観光オフィシャルサイトの機能充実、多言語化対応の強化</li> <li>・修学旅行生誘致に向けた取組みの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの誘致推進のためのプロモーションの展開</li> <li>・首都圏、東北、関西エリア等での観光キャンペーンの展開</li> <li>・客層に応じた旅をコーディネートし、PR</li> <li>・地域事業者間の連携機能を強化し戦略的プロモーションを展開</li> </ul>

#### 4 新旧対照表

##### 第1条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（公布日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）  別表第1（第2条関係）  （略）  別表第2（第2条関係）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）  別表第1（第2条関係）  （略）  別表第2（第2条関係）		
附属機関の類型	担当事務	設置期間	附属機関の類型	担当事務	設置期間
（略）	（略）	設置の日から審査結果の報告が終了する日まで	（略）	（略）	設置の日から審査結果の報告が終了する日まで
補助金等の交付対象の選定に係る審査会	本市が交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付対象の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		補助金等の交付対象事業等の選定に係る審査会	本市が交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付対象事業等の選定に関する必要な事項の審査に関すること。	
（略）	（略）		（略）	（略）	

第1条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（令和元年8月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	長崎市市町村建設計画変更検討審議会	合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。		長崎市市町村建設計画変更検討審議会	合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。
				長崎市常設型住民投票制度検討審議会	本市の常設型住民投票制度に関する重要事項の調査審議に関すること。
			長崎市住宅政策協議会	本市の住宅政策に関する重要事項の調査審議に関すること。	
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
上下水道事業管理者	(略)	(略)	上下水道事業管理者	(略)	(略)
別表第2（第2条関係） (略)			別表第2（第2条関係） (略)		

第2条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（令和元年10月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条から第3条まで（略）			第1条から第3条まで（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市住宅政策協議会	本市の住宅政策に関する重要事項の調査審議に關すること。		長崎市住宅政策協議会	本市の住宅政策に関する重要事項の調査審議に關すること。
				長崎市宿泊税検討委員会	本市の宿泊税の導入に關する重要事項の調査審議に關すること。
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
（略）			（略）		



第3条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（令和2年1月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）  別表第1（第2条関係）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）  別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市市町村建設計画変更検討審議会	合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。		長崎市市町村建設計画変更検討審議会	合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。
	長崎市常設型住民投票制度検討審議会	本市の常設型住民投票制度に関する重要事項の調査審議に関すること。			
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係）  （略）			別表第2（第2条関係）  （略）		

第4条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（令和2年4月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）  別表第1（第2条関係）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）  別表第1（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務	附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市住 宅政策協 議会	本市の住宅政策に関する 重要事項の調査審議に関 すること。		長崎市住 宅政策協 議会	本市の住宅政策に関する 重要事項の調査審議に関 すること。
	長崎市宿 泊税検討 委員会	本市の宿泊税の導入に関 する重要事項の調査審議 に関すること。			
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事 業管理者	（略）	（略）	上下水道事 業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係）  （略）			別表第2（第2条関係）  （略）		

第5条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（令和3年4月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務	附属機関 の属する 執行機関 等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。		長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市住宅政策協議会	本市の住宅政策に関する重要事項の調査審議に関すること。			
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係） （略）			別表第2（第2条関係） （略）		

## 【参考】

### 附属機関の設置数

設置根拠	現行	改正後					
		R元. 7. 1	R元. 8. 1	R元. 10. 1	R2. 1. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
附属機関条例 (別表第1)	62 機関	63 機関 (※1)	65 機関	66 機関	65 機関 (※2)	62 機関 (※3)	61 機関 (※4)
附属機関条例 (別表第2)	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関
個別条例	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関
法令等	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関
合計	121 機関	122 機関	124 機関	125 機関	124 機関	121 機関	120 機関

【備考】附属機関条例（別表第2）は類型の附属機関、附属機関条例（別表第1）はそれを除く附属機関

※1 長崎市市町村建設計画変更検討審議会の設置（平成31年長崎市条例19号）

※2 長崎市常設型住民投票制度検討審議会の廃止

※3 長崎市の鳥選定審査会の廃止（平成30年長崎市条例第2号）、長崎市市町村建設計画変更検討審議会の廃止（平成31年長崎市条例19号）及び長崎市宿泊税検討委員会の廃止

※4 長崎市住宅政策協議会の廃止

## 関係法令

### 地方自治法（抜粋）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。